

第八部

第二回 参議院労働委員会 會議録 第九号

(三四九)

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

本日の会議に付した事件

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○合同審査会の審査の経過及び結果報告

午後二時二十分開会

○委員長(原虎一君) 只今から労働委員会を開会いたします。先ず労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について加藤労働大臣より提案理由について御説明願います。

○國務大臣(加藤十君) 只今議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の提出理由について説明いたします。

労働者災害補償保険法は労働基準法の裏付けとして、業務災害を被った労働者に対して迅速且つ公正な災害補償と福祉施設を行ひ、罹災労働者の基本的な人権を擁護すると共に、他面事業主の経済的負担の分散軽減を図り、以て産業を安定せしめる目的の下に昨年四月法律第五十号として制定公布され、同年九月一日より実施されたのであります。爾來今日に至るまで約九ヶ月を経過いたしました、所々所期の成績を収めつつありますが、この労働者の災害補償をより迅速公正に、積極的に行ひ、而も労資双方の利便を図るために、次の諸点につきましてこの法律の一部を改正する必要があると考へるのであります。

その第一の点は字句についての改正であります。本法にも、労働基準法にも「使用者」という語を用いておられますが、その語義は各條文によつて異つてゐる場合がありますため、とかく疑義を醸し出して、本保険事務処理の上に支障を來しておりますので、本法におきましてはこれを事業主という字句に改めたいと思ふのであります。

又、本法において適用を除外するものの一つとして官公署を挙げておりますが、この官公署は非現実的な官公署の謂ひでありまして、公署の行方現業的事業には当然本法の適用があるのであります。これを「官公署」という語だけでは不明確でありまして、とかく疑義が生じ易かつたので、今回これを明確にするため改正案の様に改めたいと思ふのであります。

第二の点は保険給付についてであります。本保険で給付される休業補償費は、療養のため休業する期間の短長に拘らず一律に、休業の初日から七日間分は給付しないことになつてゐるのであります。よく考へて見ますと、休業七日を超えるような長期の休業に對しましては、七日分を差引くことなるとその初日から全部の休業に對して休業補償費を給付することがむしろ労資双方に利便を與えるものであり、又本保険の目的にもかかなうものであります。他面労働者は、かく改められることによつて、今までのように保険給付されない七日分については使用者に基連法上の補償として請求し、七日分を

超えた部分については本保険へ保険給付として請求するといふような二重の手間を掛ける煩瑣から救われるのであります。療養補償費についても同様のことと言へるのであります。労資双方の利便を図り実情に即せしめるため、本案のように改めたいと考へるのであります。

第三点は、本法第十八條に保険給付は保険料を滞納した場合は全部について給付しないことができるといふ制限規定を置いておられますが、該條文中の「滞納」という語にはとかく納入告知書の交付があつて、その指定期日までに納めない場合に初めて言われる言葉のうちに解され易いので、この「滞納」なる語を改めまして、本法の適用を受ける日から、有期事業では十四日、一般事業では三十日を過ぎて保険料を納付しないときは、すべてこの法律に言ひ滞納であることを明確にいたしましたのであります。更に第三者の行為によつて生じた災害に對し、政府が保険給付する場合における第三者と政府間の法律關係につきましては、本法第二十條に規定してゐるのであります。明確を欠く点がありますので、紛議を醸さないように同條を整備いたしましたのであります。その他他保険給付の受給権者の範圍及び受給権の本質について規定した關係條文を、労働基準法との調整を図るため改めたのであります。

第四の点は、本保険の公正な運営を図るために設けられました審査機關關係についてであります。審査機關の証

拠調は民事訴訟法を準用して行ふことになつておりますが、同法のような形式的に厳格で又難かしい方法を以て証拠調を行いますことは、簡易迅速と美態即應を尊ぶ本保険の趣旨に反するのではないかと考へられます。又その証拠調の費用に關しましては民事訴訟費用法を準用することとなつてゐるのであります。同法も亦、本制度の円滑な運営に副わない点があり、やがては証拠調に關する人々の積極的な協力を得られなくなりまして、遂には労働者の公正な基本的人権の擁護は期せられない虞がありますので、これらの不合理を改めたいと考へるのであります。

以上の諸点が本改正案提出の理由であります。詳細は御質問に應じて御説明申し上げます。何卒御審議の上御決定頂きますようお願いいたします。

○委員長(原虎一君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(原虎一君) 速記を始め。職業安定法第十二條第十一項の規定に基き職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求める件に關しまして、衆参両院の労働委員會の合同審査会の審査の経過及び結果につき、常任委員會合同審査会規程第二十條によりまして、ここに御報告申し上げます。第一回の合同審査会は去る六月一日午後衆議院において開催いたしました。衆議院よりには衆議院労働委員會理事倉石忠雄委員が当該議案に關し衆議院労働委員會における審査の模様を報告し、参議

院労働委員會理事栗山良夫委員よりには参議院労働委員會における審査の模様を報告するところがありまして、敵会となつたのであります。第二回の合同審査会は六月十八日午後参議院において開催し、姫井委員より本議案別表の宿泊料において等級の横の差と縦の差とが余りに開き過ぎてゐるが、現下の社會情勢から見ても、その差額を出来るだけ縮小する必要がある、政府はこれを改める意思がないかと質問がありましてのに対して、政府委員より、各省の旅費額が皆一様にこのようになつてゐるので、現在の基準に則つて作つたものであるとの答弁がありました。別段その他に質問もなく、討論に入り

ましたが、姫井委員より、從來の旅費額の決め方には改むべきものがあるから、是非近い機会に改正せられることを希望して、本議案に賛成の意見を陳ぜられたる後採決に入り、全会一致を以て本議案を可決せられました。右御報告申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時零分散会

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君

理事

堀 末治君
小川 久義君
栗山 良夫君

委員

天田 勝正君
千葉 信君
山田 節男君

荒井 八郎君

川村 松助君

紅露 みつ君

深川 タマエ君

川上 嘉市君

姫井 伊介君

松井 道夫君

國務大臣

労働大臣 加藤 勘十君

政府委員

労働事務官 江口 見登留君
(労働基準局長)

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、職業安定法の一部を改正する法律案(予第百六十号)

職業安定法の一部を改正する法律案

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除く外、労働者供給事務を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

第四十九條第二項中「前項に規定する検査」を「前二項に規定する職権」に改め、同項を第三項とし、同條第二項として次の一項を加える。

行政廳は、第四十四條の規定の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、当該官吏をして、工場事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

第六十六條第三号中「第四十九條第一項」を「第四十九條第一項又は第二項」に、「検査」を「検査若しくは調査」に改める。
附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局